



2025 年度～2032 年度

令和 7 年度～令和 14 年度

塩尻市社会教育推進計画

— つながって多くの気づき発見で学び広がり多彩な暮らし —

塩尻市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3

第2章 基本理念と計画の体系

1 基本理念	6
2 計画の体系	7

第3章 基本目標と施策

1 安心して暮らせる社会の実現

1-1 社会人権教育推進事業	11
1-2 女性相談事業	12
1-3 青少年育成事業	13
1-4 青少年育成施設運営事業	13

2 公民館ほか社会教育施設を拠点とした学びと交流の推進

2-1 公民館事業	16
2-2 公民館施設管理事業	17
2-3 生涯学習支援事業	17
2-4 総合文化センター管理事業	18
2-5 北部交流センター管理事業	18
2-6 学校開放事業	19

3 芸術文化に触れ、活動する機会の充実

3-1 芸術文化事業	21
3-2 全国短歌フォーラム事業	22
3-3 文化会館運営事業	22
3-4 文化会館改修事業	23

巻末資料

■ 関係法令	24
--------	----

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

1 計画の趣旨

本市では、平成5年度に生涯学習推進の指針となる推進構想と具体的な施策を定めた推進計画からなる「塩尻市生涯学習推進プラン」を策定しました。そして、平成18年度には「塩尻市生涯学習推進プランⅡ」、平成27年度には「塩尻市生涯学習推進プランⅢ」へと更新を重ねながら、市民の生涯学習を推進してきました。

「生涯学習」とは、社会教育における学習のほか、学校教育や家庭教育における学習、組織的に行わない個人的な学習も含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念であることから、「生涯学習推進プランⅢ」は、社会教育の諸施策を中心に、スポーツの振興や健康づくり、文化財の保存・整備、市民交流センター等の効果的活用など幅広い項目を含めて構成されています。

このうち、「社会教育」とは、社会教育法第2条及び第3条に規定されており、学校で行われる教育を除き、広く組織的に行われる教育を指しています。例えば、仕事をする上での知識を深める学習、自身の興味関心がある事項について調べることなど、あらゆる学習活動が該当します。

「生涯学習推進プランⅢ」の策定後、本市教育委員会では、「教育振興基本計画」「スポーツ推進計画」「男女共同参画基本計画」「図書館サービス計画」「子ども読書活動推進計画」「文化財保存活用地域計画」「新平出博物館基本構想・基本計画」のほか、生涯学習の各分野において個別計画が策定され、施策の充実が図られてきました。このことを受け、「生涯学習推進プランⅢ」の計画期間終期にあたり、これに置き換える計画として、生涯学習という広い概念のうち、社会教育の分野に特化した計画である「塩尻市社会教育推進計画」を策定しました。

日々変化する社会環境の変化により、核家族化や少子化の進展、地域の連帯感や人間関係の希薄化など、様々な社会課題を発生させている現代において、社会教育を基盤とした「地域づくり」「人づくり」「つながりづくり」が一層重要なものとなっています。

こうした社会的背景の中で、社会教育の役割は、全ての地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、教養の向上を図り、人と地域との絆を強くすることと言えます。

以上のことから、社会教育の現状と課題を踏まえ、「塩尻市社会教育推進計画」において、行政として取り組むべき事項を明確化し、本市の社会教育を計画的・総合的に推進します。

》》 2 計画の位置付け

本計画は、「第六次塩尻市総合計画」（以下「総合計画」という。）における本市の目指す都市像を実現するための社会教育分野の個別計画として位置付け、総合計画や他の個別計画との整合性を図りながら施策を推進していきます。

【総合計画を踏まえた社会教育分野の計画】

本市では、本市が目指す都市像や重点政策を示す「総合計画」をまちづくりの最上位計画に位置付けています。塩尻市社会教育推進計画は、この総合計画に示された本市の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。一田園都市しおじりー」の実現のための基本戦略A「未来共育」のうち、戦略分野「パートナーシップ・子育て」「学校教育・学びの環境」「伝統・文化芸術・スポーツ・生涯学習」における個別の行政計画の一つとして、社会教育推進の方向性を示す計画となっています。

【塩尻市教育大綱における「文化」分野の計画】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により定められた「塩尻市教育大綱」に示された基本理念・基本方針を踏まえ、「文化」分野の目標を達成するための計画となっています。

【第二次塩尻市教育振興基本計画における社会教育分野の計画】

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として策定された「第二次塩尻市教育振興基本計画」に掲げる施策のうち、「学校間・学校と社会の接続の強化」「一人ひとりの豊かな心の育成」「主体的に社会の形成に参画する意識・態度の育成」「学校と家庭、地域との連携による地域の教育力の活用」「学校外の学びの場や居場所の整備」において、社会教育に関する分野の事業を推進するための計画となっています。

》》 3 計画の期間

計画の期間は、「総合計画」との整合を図るため、令和7年度から令和14年度までの計画とします。

ただし、計画の進捗管理や社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。特に、指標については、総合計画の中期戦略との整合性を図るために、3年毎に見直しを行うものとします。

第2章

基本理念と計画の体系

- 1 基本理念
- 2 計画の体系

》》 1 基本理念

本計画が目指す社会教育の基本理念を次のように定めます。

— つながって多くの気づき発見で学び広がり多彩な暮らし —

短歌のふるさと塩尻にちなんで、基本理念を短歌調で表現しました。

キーワードは「つながり」、「学び」そして「多彩な暮らし」です。

つながりが生まれることで、多くの気づきや発見が生まれ、学びが深まり広がることにより一人ひとりの暮らしが彩りのあるものになります。さらに学びの成果が共有されて地域づくりに生かされることにより、第六次塩尻市総合計画が目指す都市像として掲げる多彩な暮らしの実現につながります。このサイクルが続くことで、より豊かな地域社会と持続可能な未来が築かれていきます。

社会教育を推進する環境として、いつでも、どこでも、誰でも学びたいことを学べることが重要です。すべての市民が学びたいことを学ぶことができるよう、学習の場や機会を整備します。

また、多くの市民がこれらの場や機会に参加し、多様な学習活動に自主的に取り組むことを目指します。市民が学習を通じて身に付けた知識や技術、教養を、仕事や生活、趣味に活用したり成果を発表したりするなかで、新しい仲間が増え、それぞれが人生を豊かにすることができます。

さらに、主体的に学習する人材や団体が地域に育ち、学習の成果が個人の生活だけでなく、地域をよくするために生かされるようになれば、本市は新たな価値を創り出せるまちとなります。

本市では、この計画の推進によって、市民の誰もが社会教育活動に取り組み、仲間をつくり、その成果を活用できるまちを目指します。

2 計画の体系

基本理念のもとに3つの基本目標を掲げ、目標達成に向けた14施策を位置付けます。

基本理念	基本目標	施策	第六次総合計画の位置付け
つながつて多くの気づき発見で学び広がり多彩な暮らし	1 安心して暮らせる社会の実現	1-1 社会人権教育推進事業	【基本戦略A-1】 パートナーシップ・子育て
		1-2 女性相談事業	↓ 【施策1-2】 家族の形を知る機会や出会う機会がある
		1-3 青少年育成事業	【基本戦略A-2】 学校教育・学びの環境
		1-4 青少年育成施設運営事業	↓ 【施策2-4】 学校外でも遊び、学び、生活の場などの「居場所」がある
	2 公民館ほか社会教育施設を拠点とした学びと交流の推進	2-1 公民館事業	基本戦略A-3 伝統・文化芸術・スポーツ・生涯学習 ↓ 【施策3-1】 行事や文化活動で、新たな発見や刺激が得られる機会がある
		2-2 公民館施設管理事業	
		2-3 生涯学習支援事業	
		2-4 総合文化センター管理事業	
		2-5 北部交流センター管理事業	
		2-6 学校開放事業	
	3 芸術文化に触れ、活動する機会の充実	3-1 芸術文化事業	基本戦略A-3 伝統・文化芸術・スポーツ・生涯学習 ↓ 【施策3-2】 芸術文化に触れ、活動する機会がある
		3-2 全国短歌フォーラム事業	
		3-3 文化会館運営事業	
		3-4 文化会館改修事業	

第3章

基本目標と施策

- 1 安心して暮らせる社会の実現
- 2 公民館ほか社会教育施設を拠点とした学びと交流の推進
- 3 芸術文化に触れ、活動する機会の充実

》 基本目標 1

安心して暮らせる社会の実現

(1) 基本目標の趣旨

安心して暮らせる社会を実現するためには、人権を尊重し、すべての人々が平等に機会を得て活躍できる環境を整えることが必要です。

すべての住民が相互に尊重し、認め合える地域社会の実現に向けて、人権教育や男女共同参画、青少年健全育成などをテーマに、地域ぐるみで人権、多様性、ジェンダー平等を意識し、国籍を問わず女性や青少年を含めたすべての人々が孤立しない環境をつくることが重要です。

(2) 現状と課題

「人権」については、差別、偏見、虐待、いじめなど、さまざまな人権課題が存在しています。また、国際化、情報化、高齢化、少子化など、社会の急激な変化も人権問題を複雑化させる要因となっています。互いを認め合う共生社会の実現には、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、人格や個性を理解し、尊重し合いながら共に生きていく必要があります。

「女性」については、家庭内暴力（DV）、性暴力、職場でのハラスメント、経済的困窮、育児や介護の悩みなど、多岐にわたる課題が存在しています。女性相談窓口は、直面するさまざまな課題に対し、速やかな支援に繋げるための重要な役割となっていますが、福祉事務所と所管が異なり、連携に課題があります。組織の在り方等を検討しながら、重層的な支援体制を構築していく必要があります。

女性相談の件数は年々増加しており、女性の不安や悩み等を解消するためには、相談先があることを市民に広く周知していくことも重要となります。

「青少年」については、少子化や核家族化の進行に加え、情報化社会の進展などにより、課題の多様化・複雑化が進んでいます。子どもの貧困や体験格差といった課題も生じており、健全育成に向けた多角的な対策が必要となっています。

インターネットやSNSの普及により、青少年を対象にした詐欺をはじめ違法薬物、闇バイトなどといった危険性が伴うウェブサイトへのアクセスが容易になり、被害にとどまらず犯罪に加担してしまう事案が社会問題化しています。倫理的価値観や行動を身に付けることに加え、ネット上に氾濫する情報を適切に選別し、責任を持って利用するための情報モラル教育が重要性を増しています。

また、青少年期に、自然や命の大切さ、他者との協働の重要性などを実感するための様々な体験活動の機会を増やすことも重要です。

(3) 施策の視点

ア 人権教育の推進

- ・個々の価値観や生き方を尊重し、多様性やジェンダー平等への理解を促す教育を推進します。
- ・人権教育を通じて、他者を尊重する姿勢を育み、人権意識の向上を図ります。

イ 女性相談等の充実

- ・困難な問題を抱える女性のさまざまな悩みに関する相談に応じ、心身ともに安心した生活を送ることができるよう支援します。
- ・高校生がデートDVや性について正しく理解し、適切に行動できる環境を整えます。

ウ 青少年の育成

- ・体験活動の機会を創出し、地域全体で子どもを見守り、育てる環境を整備します。
- ・インターネットやSNSの安全利用について教育し、有害情報から守る取組を強化します。

(4) 施策の展開

すべての人々が互いに尊重し合い、差別や偏見のない社会を推進していくことが求められています。

1-1 社会人権教育推進事業

① 事業概要

- ・各地区での人権推進会議等の開催により、人権意識の啓発を図り、差別のない明るい社会を目指します。

② 事業指針

- ・人権教育指導員会議を開催し、各地



人権に関する啓発活動

区への人権教育実施に向けた働きかけを行います。

- ・地区人権教育推進会議・分館人権学習会を開催し、人権教育を推進します。
- ・「豊かな心を育む市民の集い」を実施し、市民に対する啓発活動を行います。

1-2 女性相談事業

① 事業概要

- ・女性の不安や悩み等を解消するため女性相談業務を実施するとともに、必要に応じて関係部署及び適切な支援機関につながります。
- ・デートDVを知り、男女交際においてお互いを大切にし合い、対等なコミュニケーションを学ぶことで人権への理解を深めます。
- ・思春期における男女の意識の違いを知り、性に対する知識を正しく理解し、予期せぬ妊娠や性感染症など心と身体が傷つく結果を招くことがないよう自身の性と相手の性について考えることで、生命に対する責任を自覚し、自分らしい性を選択する力をつける効果を高めます。



市内高校でのデートDV講座

② 事業指針

- ・通年にわたり相談業務を実施し、相談者が安心して生活できるように寄り添います。
- ・困りごとの相談窓口があることを市民に広く周知し、利用を促します。
- ・女性相談窓口を広く周知するために、対象者を意識した情報発信に努めます。
- ・周知の強化による相談件数の増加に対応できるよう相談員の専門性を高め、相談者への支援が適切に行われるよう関係機関との連携を強化します。
- ・高校生を対象に、デートDV及び性教育の講座を実施します。

1-3 青少年育成事業

① 事業概要

- ・ 地域における児童生徒の自主性及び社会性の向上を図り、青少年の健全育成を推進するため、青少年に対する街頭指導や見守り活動、子ども会育成会活動の支援等を行います。

② 事業指針

- ・ 子ども会育成会活動に活動補助金を交付し、青少年の健全育成を推進します。
- ・ 学校教育の部署と連携し、情報モラルなどについて学ぶ機会を設けます。
- ・ 学校外での居場所をつくり、放課後や休日に芸術文化活動に参加する機会を創出します。
- ・ 子ども会育成会の活動について、コミュニティ・スクールと連携する中で内容の充実を図ります。



情報モラル講座

1-4 青少年育成施設運営事業

① 事業概要

- ・ 自然体験宿泊施設を活用し、青少年の健全育成を推進するため、塩嶺体験学習の家の施設運営を行います。

② 事業指針

- ・ 令和6年度から3年間の指定管理期間を定めて導入した指定管理制度により、施設の適切な維持管理と運営を行います。
- ・ 関係機関や関連団体と連携し、さまざまな学習の場や体験の場、体験の機会づくりなど、自然体験宿泊施設の効果的な活用を図ります。



塩嶺体験学習の家

(5) 成果指標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (R8 年度)
多様な家族観や結婚観が尊重される地域であると思う市民の割合 【総合計画施策指標】	21.9% (R6)	25.8%
子どもたちが希望するスポーツ・文化芸術活動に参加する機会があると感じる市民の割合 【総合計画施策指標】	39.6% (R6)	44.3%
地区人権教育推進会議・分館人権学習会の実施回数 【社会教育推進計画独自指標】	50 回 (R6)	55 回
女性相談件数 【事務事業評価指標】	613 件 (R6)	現状維持
市内高校生対象啓発ワークショップの満足度割合 【事務事業評価指標】	93.2% (R6)	増加
青少年健全育成事業補助金の交付団体数 【事務事業評価指標】	75 団体 (R6)	75 団体
青少年育成センターが実施する出前講座の回数 【事務事業評価指標】	0 回 (R6)	2 回

》 基本目標 2

公民館ほか社会教育施設を拠点とした学びと交流の推進

(1) 基本目標の趣旨

公民館ほか社会教育施設を拠点とした学びと交流を推進するためには、地域社会の発展や住民の生活向上を目指して、多様な学びや交流の場を提供することが必要です。

地域全体の活力を高めるうえで、学級・講座等を通じて自主的な学習グループの育成を促し、住民の主体的・自主的活動を支援し、継続した活動が発展的に行えるような環境整備に努め、更なる活性化を図ることが重要です。

(2) 現状と課題

家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化が指摘されており、参加者層の偏りや参加者の固定化、また自主サークルの減少や衰退化といった課題があります。

社会教育施設は、社会に役立つ生涯学習を組織的に展開し、併せて市民の自主的、主体的な活動の拠点としてグループ活動の支援を行っています。近年、生涯学習社会の進展に伴い、グループの形態も多種多様になってきているなか、様々なグループが活動しやすい支援を進めていく必要があります。

(3) 施策の視点

ア 地域住民の学びの支援

- ・教育、文化、趣味など幅広い分野で学ぶ機会を提供し、個人のスキルアップや知識の向上を支援します。
- ・生涯学習の場として、誰でも気軽に参加できる多彩な講座やイベントを企画・実施します。

イ 地域コミュニティの活性化

- ・住民同士の交流を促進し、世代や立場を超えたつながりをつくります。
- ・地域の課題やニーズに対応した生涯学習活動を通じて、住民の連帯感や協力意識を高めます。

ウ 文化や伝統の継承

- ・地域独自の文化や伝統を守り、次世代へ伝える場を提供します。
- ・地元の歴史や文化に関する学びや実践活動を支援します。

エ 地域課題への取り組み

- ・地域防災や地域交流など、地域が直面する課題に対応する講座を開催します。
- ・住民が主体的に地域づくりに参加するためのプラットフォームを提供します。

(4) 施策の展開

学習の場であり、出会い・つながる場であり、成果発表の場である社会教育施設を、より多くの市民が活発に利用できる施設にしていくことが求められています。

2-1 公民館事業

① 事業概要

- ・「地域づくり」「人づくり」「つながりづくり」の3つの目標が達成できる公民館活動を実施します。



公民館の講座

② 事業指針

- ・地域の特性を生かしつつ、誰でも参加できる学びの場やつながりの場を提供します。
- ・住民自治の原点である分館活動を支援します。
- ・各種団体との連携を強化し、団体や地域住民を結ぶ媒介機能を構築します。
- ・人と人との関係を「耕し」ながら、学習テーマに基づいた公民館活動を推進します。
- ・地域に密着した生涯学習活動の場として、地域人材・魅力を生かした各種教室・講座を開催します。
- ・地域が主体の文化祭や芸術活動を推進します。
- ・従来の対面式講座での「つながりづくり」を重視しながら、オンラインツールの有効活用を図ります。
- ・住民自治の意識が高まるような仕掛けづくりを行います。

2-2 公民館施設管理事業

① 事業概要

- ・地区公民館は、地区における地域活動の拠点としても重要な役割を担っています。地域の拠点施設として、その機能を十分に引き出すために、施設の適切な維持管理を行います。

② 事業指針

- ・施設・設備の管理と営繕修繕を行い、利用者が安全に施設を利用できる環境を整備します。

2-3 生涯学習支援事業

① 事業概要

- ・生涯学習に適した環境と機会を市民に提供し、生涯学習社会の形成を図るため、社会教育委員会議及び塩尻ロマン大学の運営を行います。
- ・社会教育活動を広めたい人、社会教育活動に参加したい人が活動しやすい環境を整備します。



塩尻ロマン大学の野外講座

② 事業指針

- ・社会教育委員のあり方を議論し、活動内容の周知に努めます。
- ・塩尻ロマン大学を実施し、シニアの皆さんの学びと社会参加を促進します。
- ・社会教育関係の講師リストや芸術文化活動団体リストの充実を図り、また、社会教育関係の書籍や教材等の情報を整理し、市民への情報発信に努めます。

2-4 総合文化センター管理事業

① 事業概要

- ・生涯学習の拠点施設として幅広く利用されている総合文化センターの安全かつ快適な環境整備を図るため、計画的に施設改修及び備品更新を実施します。

② 事業指針

- ・施設・設備の管理と営繕修繕を行い、利用者が安全に施設を利用できる環境を整備します。

2-5 北部交流センター管理事業

① 事業概要

- ・北部交流センターを活用した事業を幅広く展開するとともに、北部地域の拠点施設として、その機能を十分に引き出すために、施設の適切な維持管理と運営を行います。



北部交流センターの講座

② 事業指針

- ・複合施設としての機能を発揮するよう、施設内の連携を強化します。
- ・地域特性を考慮した連携事業を企画し、北部地域の連携を推進します。
- ・地域住民の参画によるセンター運営を行います。
- ・「こども」を核とした地域のつながりづくりを推進します。
- ・市民活動や地域活動の場としての積極的な利用を促し、多様な人材の交流による新たな価値の創造に向けた取組を推進します。

2-6 学校開放事業

① 事業概要

- ・学校と地域の融合により、お互いにそれぞれの教育力を生かしてともに高めあい、地域に開かれた特色のある学校づくりと、生涯学習（学校教育と社会教育）活動の推進を図ることを目的とし、塩尻西部中学校の「まなび庵」、塩尻西小学校の「夢広場」、丘中学校の「芸術棟」の3施設の特別教室棟を地域に開放します。
- ・地域住民等を講師として講座を開設し、学習機会を提供します。
- ・芸術文化活動の場として広く利用することにより、学校において、地域住民との交流を生み、学校を身近に感じられるよう、「地域の学校施設」としての意識の醸成を図ります。
- ・日常的に地域の人が学校を訪れることにより、学校で学ぶ子ども達を「地域が見守る・育む」という意識の醸成を図ります。

② 事業指針

- ・市内の学校施設を市民に開放し、生涯学習の場を提供するとともに、講座を開催し、学習機会を提供します。

(5) 成果指標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (R8 年度)
学びたいことを学べる機会があると思う市民の割合 【総合計画施策指標】	40.9% (R6)	55.7%
公民館の来館者数（中央公民館＋地区館） 【総合計画施策指標】	166,056 人 (R5)	225,000 人
公民館事業参加人数 【事務事業評価指標】	26,524 人 (R6)	26,000 人
□マン大学入学者に占める新規入学者の割合 【事務事業評価指標】	47.7% (R6)	80.0%
□マン大学の講座を受講したことにより、新しい知識や技能が身についたと感じる参加者の割合 【事務事業評価指標】	83.8% (R6)	増加

》》 基本目標 3

芸術文化に触れ、活動する機会の充実

(1) 基本目標の趣旨

芸術文化に触れ、活動する機会の充実を図るためには、個人の感性や創造力を育むほか、地域社会の文化的豊かさを高めることが必要です。

人々の心を豊かにし、社会に活力を与え、文化的発展を促すうえで、芸術文化活動を通じて住民の主体的・自主的活動を支援し、継続した活動が発展的に行えるような環境整備に努め、更なる活性化を図ることが重要な役割となっています。

(2) 現状と課題

市民による主体的な芸術文化の活動及び創造に関する事業を推進することにより、地域の芸術文化の振興を図っていますが、市が実施する芸術文化事業においては、参加者の固定化や鑑賞者数の伸び悩みという課題があり、新しい層の取り込みや事業内容の改善を図っていく必要があります。

全国短歌フォーラム in 塩尻は、新型コロナの影響や参加者の高齢化により、会場での選評を取り止めたことにより、今後の在り方が問われています。塩尻の文化である「短歌」は、今、SNSを中心に若い世代からも注目を集めていることから、「短歌」のもつ魅力を幅広い世代に広めていく必要があります。

芸術文化活動の拠点となっている文化会館（レザンホール）は、建設から30年近くが経過しようとしており、大規模改修が必要な時期が到来しています。利用者に安全かつ快適な環境を提供するために、計画的に改修を行っていく必要があります。

(3) 施策の視点

ア 自己表現と創造性の促進

- ・芸術文化に触れることで、個人の感性や創造性を育み、自由な表現の場を提供するとともに、知的好奇心を刺激し、新たな学びを得る場を創出します。

イ 交流の促進

- ・コンサート、ワークショップ、展覧会などを通じて、世代や背景を超えた交流の場を提供します。

ウ 芸術文化の継承と発展

- ・芸術文化活動を行う団体等を支援し、文化の継承と発展を図ります。
- ・地域の伝統芸能や文化を継承し、文化の多様性を保ちます。

エ 地域とのつながりの強化

- ・地域の伝統や特色を生かした芸術文化活動の価値を認識し、次世代へ伝えることで、持続的な地域づくりや人づくりにつなげます。
- ・活動の成果を地域で発表できる機会を創出します。

(4) 施策の展開

感性や知性、社会性を高め、豊かな人生を築く基盤となる芸術文化活動を推進しながら、塩尻市で継承されてきた芸術文化を守るとともに、新たな活動を創出し、発展させていくことが求められています。

3-1 芸術文化事業

① 事業概要

- ・市民の芸術文化活動の披露の場やつながりの場を創出するため、芸術文化事業を実施するとともに、より多くの市民が市所有の芸術作品を鑑賞できる場を提供します。
- ・青少年の芸術文化部門における活躍を応援し、本市における芸術文化の振興と底上げを図るため、激励金を交付します。



文化祭の書道パフォーマンス

② 事業指針

- ・芸術文化5事業（市民文化祭・市民音楽祭・市民秋の文化祭・市民洋楽舞踊フェスティバル・市民演劇フェスティバル）を年次計画に沿って実施します。
- ・市が所有する芸術作品を多くの市民が鑑賞できるよう、ミニギャラリーの作品を定期的に入れ替えます。
- ・全国大会等に出場する青少年または市内学校に対して、激励金を交付します。
- ・学校教育の部署や関係団体と連携し、部活動の地域移行・地域展開の推進を行います。

3-2 全国短歌フォーラム事業

① 事業概要

- ・塩尻から短歌の文化を全国に発信します。
- ・若年層を含めた幅広い世代に短歌の魅力伝えるため、講座やイベント等を実施します。

② 事業指針

- ・短歌フォーラムの今後の在り方を検討します。
- ・短歌講座、講演会等のイベントを実施し、短歌への興味関心を広げます。
- ・短歌の里（ふるさと）としての情報発信を行います。



短歌の里に関する学習成果発表

3-3 文化会館運営事業

① 事業概要

- ・文化活動の拠点である文化会館の安全かつ快適な環境を提供するため、施設の管理運営と芸術文化鑑賞事業等を行います。

② 事業指針

- ・指定管理者による管理運営を行い、利用者サービスの向上や芸術文化の普及・振興を図ります。



塩尻市文化会館

3-4 文化会館改修事業

① 事業概要

- ・文化会館の安全かつ快適な環境整備を図るため、特定天井の耐震改修工事及び劣化箇所等の大規模改修工事に係る基本計画を策定し、改修工事を実施します。

② 事業指針

- ・策定した基本計画に沿って、設計・工事を実施します。コンストラクション・マネジメント（※）により専門的支援を受け、設計・施工一括発注方式により、効率的に事業を実施します。
- ・工事期間における利用者サービスの低下を最低限に抑えるとともに、安全性の確保を最優先として工期・工法を研究し、休館情報などを適切に広報します。

※コンストラクション・マネジメント

「建設生産・管理システム」の一つであり、発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

(5) 成果指標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (R8 年度)
文化・芸術・芸能が盛んで誇らしいと思う市民の割合 【総合計画施策指標】	34.2% (R6)	41.4%
芸術文化事業参加団体数 【事務事業評価指標】	133 団体 (R6)	150 団体
芸術文化事業参加来場者数 【事務事業評価指標】	5,390 人 (R6)	7,000 人
全国短歌フォーラム in 塩尻市内投稿者数(人) 【事務事業評価指標】	111 人 (R6)	145 人
文化会館（レザンホール）の利用者数 【総合計画施策指標】	70,277 人 (R5)	— (改修予定)
文化会館自主事業実施数 【事務事業評価指標】	30 事業 (R5)	— (改修予定)
文化会館自主事業来場者数 【事務事業評価指標】	24,431 人 (R5)	— (改修予定)

■関係法令

社会教育法（抜粋）

（社会教育の定義）

第2条 「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる
ことができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言
と指導を与えることができる。

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学
術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純
化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財
団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、こ
の法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

教育基本法（抜粋）

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。